

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して、平成30年10月4日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから本件処分の違法性・不当性を主張している。

請求人世帯の生活の窮状を顧みず、機械的に収入認定をして行った本件処分は、正当な理由のない不利益変更を禁じる法56条に違反しており、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年6月28日	諮問
令和元年8月27日	審議（第36回第4部会）
令和元年9月24日	審議（第37回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）によれば、収入の増減の事

実が明らかになったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額又は減額して認定する必要が生じた場合、遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとされている（問13-2（答）1及び2）。

(3) 次官通知について

法による保護の実施に係る地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

また、次官通知の第8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額。なお、同表において、収入金額別区分が99,000～102,999円（1人目）の場合、基礎控除額は23,600円であり、同区分が119,000～122,999円（1人目）の場合、基礎控除額は25,600円である。）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(4) 不利益変更の禁止について

法56条によれば、被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがないものとされている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本件処分に先立ち、平成30年6月分の請求人世帯の収入を推定により算定し、請求人世帯に係る同月分の保護費計106,630円を支給することとしていたが、同年5月30日に請求人から本件給与収入申告を受け、収入額を99,008円に変更し、改めて算定した保護費の額116,969円との差額10,339円を追加支給する旨の原処分を行ったことが認められる。その後、平成30年7月3日に、請求人から本件収入申告がなされたことから、本件収入を同年6月分の請求人世帯の収入と認定して同月分の保護費の額を算定したところ、99,029円となり、原処分によって決定した同月分の保護費の既支給額116,969円との差額17,940円を過払金として戻入する旨の本件処分を行ったことが認められる。

原処分、本件処分の決定に当たっては、処分庁が保護基準に従って保護費を算定しており、その際には次官通知により必要な基礎控除等も適正になされており、その他違算等も認められない。よって、本件処分は、法令等に則って行われたもので「正当の理由」があり、法56条に違反するものではない。

ところで、処分庁は、原処分の決定後、原処分通知書を現在まで請求人に交付していないが、原処分の内容を担当職員が口頭で請求人に説明した上で、保護費の追加支給を行っていることからすると、原処分は、当然無効とまでは解せられない。したがって、原処分の違法性により本件処分まで違法となるものとはいえない（なお、原処分と本件処分は、独立性の高い行政行為といえ、原処分の違法性は本件処分に承継されないと解する。）。

また、処分庁は、平成30年7月3日に本件処分を決定した後、請求人に対し口頭による説明を行ったのみで、約3か月の間本件処

分通知書を交付せず、同年10月4日に代理人が処分庁に資料の請求を行った際に、初めて同通知書を代理人に交付したものであり、このような処分庁の行為は妥当とは言い難いが、最終的に本件処分通知書は交付され、本件審査請求も適法に提起されていることから、本件処分の取消事由となり得るまでの瑕疵とはいえない。

なお、この点について付言する。本件処分の根拠である法25条2項及び同項が準用する24条4項によれば、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかにその決定を行い、決定の理由を付した書面により被保護者に通知することが義務付けられている（第6・1・(2)）。ところが処分庁は、平成30年5月30日の本件給与収入申告に基づく原処分通知書を現在まで請求人に交付していないことが認められるし、平成30年7月3日の本件収入申告に基づく本件処分通知書が、3か月を経過した平成30年10月4日付けであることが認められる。処分庁は、請求人に対して口頭で原処分の内容を具体的に説明し、また、本件過払金が発生する旨についても説明しているとするが、法に定められた手続は適時遵守されるべきであるから、処分庁に対し、改善を強く求める。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美